

# 障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2023(令和5)年度  
7号(通算419号)

2023[令和5)年12月28日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル内  
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428  
(E-mail) [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp)

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報…………… 1	
1. 【厚生労働省】令和6年度の報酬改定は4月に実施、改定率+1.12% 1	
2. 【厚生労働省】12月13日、改正旅館業法施行 厚労省が特設サイトを開設 2	
3. 【厚生労働省】調査結果公表 - 令和4年度障害者虐待事例 都道府県・市区町村の対応状況 2	
4. 【総務省ほか】政府「健康保険証として利用することを基本とする」 更新版「マイナンバーカード取得・管理マニュアル(Ver.2)」公開 3	
II. その他の関連情報…………… 3	
1. 【研修・セミナー、イベント紹介】	
(1) 【厚生労働省】介護のしごとの魅力発信 ニュースレター「なるほどカイゴ」 3	
2. 【事業助成・研究助成】	
(1) 三菱財団 助成先募集(締切：令和6(2024)年1月18日) 4	
(2) 日本理学療法士協会「障がい者団体助成事業」の公募開始(締切：令和6年2月15日) 4	

## I. 障害福祉制度・施策関連情報

### 1. 【厚生労働省】令和6年度の報酬改定は4月に実施、改定率+1.12%

厚生労働省は12月20日、「令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定の施行時期について」の事務連絡を发出了しました。障害福祉サービス等報酬改定は、令和6年4月1日施行とされており、うち福祉・介護職員の処遇改善分は、令和6年6月1日施行となりました。これは、令和5年度補正予算の福祉・介護職員の処遇改善のための措置が令和6年5月まで講じられているためです。

障害福祉サービス等報酬改定は、12月20日の予算大臣折衝の結果“改定率 +1.12%”となりました。改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となると説明されています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定は、第44回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(12月6日開催)で基本的な方向性の整理・取りまとめが行われ、第139回社会保障審議会障害者部会(12月11日開催)に報告されました。

[厚生労働省] 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36775.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36775.html)

[厚生労働省]診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36983.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36983.html)

## 2. 【厚生労働省】12月13日、改正旅館業法施行 厚労省が特設サイトを開設

12月13日、改正旅館業法が施行されました。厚生労働省は、法改正の内容を、正しく、広く国民に知らせるための特設サイト『令和5年12月13日から旅館業法が変わりました!』を開設しました。

特設サイトのトップページには、法改正で加わった「新たに宿泊拒否できる事由」に『該当しない』ものの例として明確に、障害がある方が求める合理的配慮や、不当な差別的扱いに対応を求めること、障害特性による行為に関して把握努力ができる場合、などが掲げられました。

サイトには、研修ツールや啓発ポスターのPDFデータも掲載されています。

旅館業法改正にあたり行われたパブリックコメントの募集に関するお知らせは、11月2日付で発行した本ニュースをご参照ください。

[厚生労働省] 特設サイト『令和5年12月13日から旅館業法が変わりました!』

<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>

## 3. 【厚生労働省】調査結果公表

### －令和4年度障害者虐待事例 都道府県・市区町村の対応状況

12月20日、厚生労働省は都道府県・市区町村の、障害者虐待事例「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」を公表しました。

調査結果によれば、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和3年度から28%増加(3,208件→4,104件)しており、虐待判断件数は37%増加(699件→956件)しました。

一方、相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合に大きな変化はみられませんでした。(令和3年度:22%(699/3,208件)、令和4年度:23%(956/4,104件))

虐待行為の類型は、身体的虐待が52%と最も多く、次いで心理的虐待が46%、性的虐待が14%、放棄、放置が10%、経済的虐待が5%でした。

被虐待者の障害種別は、知的障害が73%と最も多く、次いで身体障害が21%、精神障害が16%という結果が出ています。

虐待者の職種は、生活支援員が44%と最も多く、次いで世話人が10%、管理者が8%、その他従事者が7%、サービス管理責任者が7%でした。

また、虐待の事実が認められた事例956件のうち、指定取消が11件、指定の効力の全部/一部停止は6件ありました。障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは409件でした。

[厚生労働省] 令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00018.html)

#### 4. 【総務省ほか】政府「健康保険証として利用することを基本とする」

##### 更新版「マイナンバーカード取得・管理マニュアル(Ver.2)」公開

12月に入り、政府が、令和6(2024)年秋に現行の健康保険証を廃止し「マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本」とする仕組みに移行する方針を表明しました。

これまでも国は全国民にマイナンバーカードの普及をめざすと同時に、健康保険証との一体化を推奨しており、現行の健康保険証の廃止後は、新規の健康保険証は発行されません。

本年8月7日付で国が公表した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルの作成について」は、“暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付”のための顔認証運用開始に合わせて、12月付で更新され、“Ver.2”が公開されました。

なお、加入の医療保険の保険者に申請すれば、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させたマイナ保険証を保有しない方には、“原則”、「資格確認書」が無償交付されます。このことに現時点での変更はありません。

[総務省]

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」Ver.2

特設ページ「マイナンバー制度とマイナンバーカード」の下方にあります

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

[デジタル庁、厚生労働省]

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」

・デジタル庁検討会 <https://is.gd/w3lsWO>

・厚生労働省社会保障審議会医療保険部会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001138478.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001137913.pdf>

## II. その他の関連情報

### 1. 【研修・セミナー、イベント紹介】

#### (1) 【厚生労働省】介護のしごとの魅力発信 ニュースレター「なるほどカイゴ」

「介護のしごと魅力発信等事業」(厚生労働省補助事業)は、多くの方が福祉・介護の仕事に関心を寄せるよう、さまざまな情報発信を行います。下記URLよりニュースレターをご覧ください。

[厚生労働省] 介護のしごと魅力発信等事業ニュースレター「なるほどカイゴ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34736.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34736.html)

## 2. 【事業助成・研究助成】

### (1) 三菱財団 助成先募集（締切：令和6(2024)年1月18日）

三菱財団が「2024年度 社会福祉事業並びに研究助成」の助成先を募集中です。

①期 間：令和5年12月21日(木)～令和6(2024)年1月18日(木)

②対 象：

A 事業・活動；社会福祉を目的とし、社会的意義があり、他のモデルとなることが期待できるような非営利の民間の事業／活動。応募者は法人・団体に限る。

B 調査研究；開拓的ないし実験的な社会福祉に関する科学的調査研究。

「開拓・実験性」としては、新たな視点に基づき、社会的意義があり、将来のさらなる展開・発展につながることを期待。応募者は個人、法人・団体いずれも可。

③助成額：総額9,000万円の助成を予定（事業・研究助成合計）

[三菱財団] 以下のURLより応募要領や申請様式を入手できます

<https://www.mitsubishi-zaidan.jp/support/social-welfare.html>

### (2) 日本理学療法士協会「障がい者団体助成事業」の公募開始 （締切：令和6年2月15日[必着]）

公益財団法人日本理学療法士協会が、令和6(2024)年度の「障がい者団体助成事業」の公募を開始しました。支援を必要とする国民が互いを理解し支え合うことを目的とした事業を公募し、助成事業をとおして、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための活動を応援することを趣旨に掲げています。

①助成対象：当事者（障がい者とその家族）団体、障がい者とその家族の支援を行う団体。

（注1）「当事者団体」とは、障がい者本人およびその家族が会員もしくは役員  
の過半数以上を占める団体

（注2）「障害」の概念は、世界保健機関が示した範囲（ICF）。

②対象事業：以下5要件を満たすこと。

ア) 活動を行う団体が、住所及び活動の本拠を国内に有している

イ) 営利を目的としていない

ウ) 活動の主たる部分を外部委託していない

エ) 第三者に資金交付することを目的としていない

オ) 一団体がこの助成をうけることができる回数は、通算3回まで

③助成金額：1団体あたり上限20万円。対象事業の実施に必要と認められる経費に助成。

④事業実施期間：令和6年5月1日～令和7年2月末日。年度末までに報告書提出。

⑤応募締切：令和6年2月15日(木)必着。郵送。

[日本理学療法士協会] 以下のURLで詳細をご確認ください

[https://www.japanpt.or.jp/activity/grant/public\\_utilities/](https://www.japanpt.or.jp/activity/grant/public_utilities/)